

○みなかみ町犬及び猫の避妊等手術費補助金交付要綱

平成17年10月1日

告示第48号

改正 平成20年4月1日告示第42号

平成24年7月4日告示第51号

平成30年3月22日告示第26号

平成31年3月26日告示第33号

令和元年6月5日告示第6号

令和元年8月9日告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼養者の望まない犬及び猫の繁殖によって適正な飼養を受ける機会が与えられないまま不当に遺棄されることによる犬及び猫の発生を防止するため、犬及び猫の避妊又は去勢手術（以下「避妊等手術」という。）に要する費用の一部を町が補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 当該者の属する世帯全員に町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金及び町営住宅家賃（以下「町税等」という。）の滞納がない者

(平30告示26・全改)

(補助対象動物)

第3条 補助金の交付の対象となる動物（以下「補助対象動物」という。）は、営利を目的に飼養していない犬及び猫とし、犬においては狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく登録をしているものとする。

2 補助対象動物は、利根沼田管内の動物病院等開業獣医師において避妊等手術を実施されたものに限る。

(平30告示26・平31告示33・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、避妊等手術に要する費用の一部とし、次に掲げるとおりとする。ただし、避妊等手術に要した費用が次に掲げる補助金の額に満たない場合は、避妊等手術に要した費用の5分の3を補助金の額とする。

- (1) 避妊手術（メス） 1頭につき9,000円
- (2) 去勢手術（オス） 1頭につき2,700円

2 補助金は、補助対象者1世帯につき同一年度内において補助対象動物6頭を上限とし

て交付するものとする。

(平31告示33・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犬及び猫の避妊等手術費補助金交付申請書（様式第1号）に避妊等手術を実施したことを証明する書類及び領収書を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、手術を行った日から起算して90日以内に行わなければならない。

(平20告示42・全改、平30告示26・一部改正、令1告示6・一部改正)

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに犬及び猫の避妊等手術費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は補助金の交付決定通知を受けたときは、町長に対し犬及び猫の避妊等手術費補助金請求書（様式第3号）により補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、申請者がこの要綱に違反したとき、又は不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町犬及び猫の避妊等手術費補助金交付要綱（平成8年月夜野町要綱第2号）又は水上町犬及び猫の避妊等手術費補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年4月1日告示第42号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月4日告示第51号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成30年3月22日告示第26号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第33号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月5日告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月9日告示第26号）

この告示は、公布の日から施行する。